

# 外国人材の受入れ・共生のための 総合的対応策検討会（第6回） 議事録

- 第1 日 時 平成30年12月20日（木） 自 午後 3時30分  
至 午後 5時00分
- 第2 場 所 東京高等検察庁17階会議室
- 第3 議 題 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（最終取りまとめ）について
- 第4 議 事 （次のとおり）

## 議

## 事

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、皆様、今日もお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第6回外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の配付資料及び進行につきまして、事務局から説明させていただきます。法務省大臣官房秘書課付 事務局でございます。

配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を確認いただきたいと思います。

まず、議事次第、配席図を配付させていただいております。

また、配付資料といたしまして、資料番号を付しているものが3点ございます。資料1-1が、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）【案】」でございます。資料1-2が、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（本文）【案】」でございます。資料2が、有識者資料でございます。佐原委員から提出されたものを配付させていただいているところでございます。

それとは別でございますけれども、机上に、資料番号は付しておりませんが、二つ丸がついている、地域における多文化共生推進プランという文章で始まる資料を配付させていただいております。これらの資料がそろっているか御確認いただきまして、もしお手元がないという方がいらっしゃいましたら、恐れ入りますが、お近くの職員までお申し付け願います。

次に、本日の進行について御説明させていただきます。

本日は、まず、第5回検討会におきまして、有識者の先生方からいただきました御意見のうち、第5回の検討会で回答できなかった項目につきまして、関係省庁から回答させていただくことを予定しております。

その後、総合的対応策【案】につきまして、第5回検討会以降の主な変更点、具体的に申し上げますと、予算額が盛り込まれたほか、自民党及び公明党の各部会の議論の中で修正が入っておりますので、本日は、その点について御説明をさせていただきます。

その上で、意見交換を行っていただき、本検討会といたしまして、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策【案】の最終取りまとめを御了承いただきたいと思いますところでございます。

そして、最後になりますけれども、休憩を挟んだ後に、山下大臣から御挨拶させていただくことを考えております。

以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、議事に入ります。

今もお話ありましたように、第5回検討会において、有識者の先生方から頂戴しました御意見のうち、回答できておりませんでした9項目について、関係省庁から回答させていただきます。

時間の関係もございますので、まず9項目について、各省庁から順次回答していただき、それらに対する御意見につきましては、最後にまとめて御発言いただければと思います。

それでは、まず、生活・就労ガイドブック、これは仮称ですけれども、災害時の情報、医療に関する情報、警察、救急車、消防などの情報の掲載も必要ではないかとの御意見がありました。

この点につきまして、法務省から回答をお願いします。

法務省入国管理局参事官 法務省でございます。

前回、生活・就労ガイドブックについて御意見をいただきました。

検討会でお示ししております総合的対応策の案におきまして、もともとガイドブックには、いろいろなものを記載するわけでございますけれども、その例示といたしまして、安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報として、在留手続ですとか労働関係法令、社会保険、防犯、交通安全等を取り上げてございます。

これらに加えまして、前回、市川委員から御指摘をいただいたものですが、災害時の情報ですとか医療に関する情報、警察、救急、消防、等に関する情報は、生命・身体の安全に関わるものでございますので、こうした緊急事態が発生した場合に、即座に対応していただくという必要があることから、ガイドブックに掲載すべき情報と考えてございます。

これらの他にも、年金ですとか、出産、育児、教育、税などの日常生活全般に関わる情報について、関係省庁と協力しながら、できるだけ広く掲載して、分かりやすい実用的なものにしていきたいと考えてございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、次に、共生支援を行う受け皿機関の立上げ等につきまして、既に先進的な取組を行っている国際交流協会やNPOなどのある地域では、それらとの協働も念頭に置くべきとの御意見をいただいたところです。

この点につきましても、法務省からお願いします。

法務省入国管理局参事官 引き続きまして、法務省でございます。

地方創生推進交付金による支援の対象は、地方公共団体による自主的・主体的な取組でありますけれども、御指摘のような、地方公共団体が既存の先進的な取組を行っている国際交流協会ですとかNPOと協働して共生支援を行う受け皿機関の立上げ等を行うという場合には、外国人材の受入れ環境がより一層整備され、地域における多文化共生の取組が推進されていくことになると考えております。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 次に、相談・支援における多言語化はもとより、社会保険や年末調整等の税務書類を含め、様々な公的書類についても多言語化などのサポートを行うべきであるとの御意見をいただきました。

この点につきまして、社会保険につきましては厚生労働省から、年末調整等の税務書類につきましては国税庁から御回答いただきたいと思います。

それでは、厚生労働省。

厚生労働省政策統括官付参事官（社会保障担当） 厚生労働省です。

まず、社会保険関係ですが、社会保険は、制度によって取組の状況が違いますので、分けて御説明申し上げたいと思います。

まず、年金についてでございますが、外国人の方々の受入れということでございますので、外国人の方々に社会保険制度の意義を理解していただくためのパンフレットを新たに作成し、多言語対応することを予定しております。

そして、被用者保険や国民年金など、それぞれ年金の仕組みが違いますので、それぞれ5か国語、9か国語でこれまでパンフレットを作成して対応しておりますが、対応言語を更に拡大して、その上で、各全国の年金事務所や市町村の相談窓口にも設置していく予定としております。

また、年金事務所の窓口で現在提供しております電話通訳サービスにつきましても、対応言語の拡大を現在検討しているところでございます。

年金につきましては、こうした形で、新たに受け入れる外国人の方々にこの制度の意義をよく御理解いただいて、丁寧に対応・支援できるように取り組んでいきたいと考えております。

次に、国民健康保険の関係です。こちらは医療保険の関係です。

外国人の方々に対して、リーフレットを作成するとか、あるいは窓口で多言語通訳サービスを導入するといった取組を、先進的に既に実施していただいている市町村もございまして、そうした市町村の事例を整理して、他の市町村においても活用できるように、まずは周知をしていきたいと考えているところでございます。

こうした外国人の皆様に対しての、国保制度の周知・広報に要する経費というのは、当然増えてくるわけですが、特別調整交付金の仕組みで財政支援を行うといったことで、各市町村で外国人の方々への国保制度への加入促進の取組がされるように、引き続き支援していきたいと考えております。

次に、被用者保険の関係です。

いわゆる健康保険、協会けんぽ、あるいは健康保険組合ですが、特に協会けんぽについては年金機構で事務を行っておりますが、健康保険の申請書類につきましては、基本的に事業主の方に作成をいただくもの、あるいは事業主経由で提出をいただくというものでございますが、事業主の方が作成される書類については、多言語化の必要はないと考えております。

他方、事業主経由で提出いただく資料につきましては、作成に当たって、まずは事業主の方々に、サポートをしっかりといただくことが重要だと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、健康保険の手続が外国人労働者の方々についても円滑に行えますように、書類の多言語化ニーズも踏まえて、適切に対応していきたいと考えているところでございます。

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 労働保険について補足させていただきます。

労災保険につきましては、外国人の方が業務上被災された場合、また、雇用保険については、外国人の方が離職された場合等に、保険給付が給付されることとなります。

こうした保険給付の請求が円滑に行われるよう、給付内容や請求の手続、あるいは請求書の記入の仕方等を外国語で説明する、外国人の方向けのパンフレットを作成しております。こうしたものを窓口で配備したり、ホームページでの周知に取り組んでいるところでございます。

また、労働基準監督署やハローワークにおきましても、通訳の方の配置、あるいは電話相談・電話通訳のサービスを活用して、多言語での相談対応ができる体制を整えるように取り組んでおります。

こうした取組の中で、外国人の方も円滑に、様々な手続ができるよう、取り組んでいきたいと考えております。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

それでは、国税庁、お願いします。

国税庁課税部個人課税課長 国税庁では、今まで、年末調整の際に使用する扶養控除申告書ですとか、その他の各種様式ですとか、所得税の確定申告の手引きなどの英語版を作成して

まいりました。

まず、英語以外の言語ということで申し上げますと、国税庁ホームページ上で確定申告書を作成するシステムがあるのですが、これの操作要領のポルトガル語版を作成しているということでございます。

今後、こうしたことを受けまして、国税庁で作成している各種手引き等の多言語化等について、きちんと検討してまいりたいと考えております。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

それでは、次に、日本語教育につきまして、現在は地域のボランティアベースで支援が行われていることに鑑み、教材の周知だけではなく、日本語教室に対する財政支援、指導者のスキルの向上や処遇の改善等にも取り組むべきであるとの御意見を賜りました。

この点につきまして、文部科学省から御回答いただけますでしょうか。

文化庁国語課長 文化庁国語課でございます。

御指摘の点につきまして、来年度からの文化庁の新規事業として要求中であります地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による地方公共団体への支援の対象には、地域の日本語教室の指導者への謝金を含む教室運営費や日本語教育人材のための研修に係る費用などを含める予定であり、予算成立を受け、本事業が実施できることになりました場合には、本事業の着実な実施を通じて、改善につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

それから、法律トラブルにつきまして、相談窓口案内の多言語化のみならず、法テラスにおける相談・援助等も含めた法的救済システム全体の多言語化、及びそのための予算を確保するべきであるとの御意見を賜りました。

この点につきまして、法務省、お願いします。

法務省入国管理局参事官 法務省でございます。

法テラスにおきましては、多言語情報提供サービスによる相談窓口等についての情報提供のみならず、民事法律扶助による法律相談援助や代理援助等を利用する外国人に対しては、通訳料・翻訳料の援助等を通じて、多言語対応を行ってきたところでございます。

今後、法テラスの法的支援に対する外国人のニーズ動向を踏まえまして、民事法律扶助における多言語対応についても適切に実施していくことが必要ということは、市川先生の御指摘のとおりでございますので、その趣旨を明確にするために、施策番号36番、施策の追加があり、本日の資料では37番になっていると思いますが、「民事法律扶助を含めた法テラスの多言語での法的支援について」という、「多言語での」というのを加えまして、さらにその後、「適切な実施と」という言葉も加えまして、積極的な周知・広報を行うという形に修正をさせていただいたところでございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、次に、労働関係法令に違反する事業主に対しては、厳正に対処するとともに、労働基準監督署等との相互通報制度により、即時に受入れを停止する仕組みを構築すべきであるとの御意見を賜りました。

引き続き、法務省、お願いします。

法務省入国管理局参事官 法務省でございます。

技能実習制度におきましては、昨年11月に施行されました技能実習法によりまして、監

理団体の許可制ですとか技能実習計画の認定制，外国人技能実習機構の新設などがなされ，同機構が監理団体や受入れ企業に対する実地調査などを順次実施しております。そうした中で，労働関係法令の違反の疑いが認められた場合には，事案の内容に応じて，技能実習計画の取消しですとか受入れの停止などの厳正な措置を執ることとしております。

また，今回の新たな受入れ制度におきましては，特定技能所属機関の基準として，法務省令において，労働関係法令を遵守していることを定めることとしているほか，特定技能所属機関の欠格事由として，こちらで法務省令において，労働に関する法令に関し，不正又は著しく不当な行為をした者ということと定めることとしております。

したがって，御指摘のような労働関係法令に違反する事業主というのは，その基準に適合しないこととなりますので，特定技能外国人を引き続き受け入れることができなくなるほか，欠格事由に該当するということとなりますと，5年間，新たな受入れができないこととなります。

技能実習制度では，御指摘のような労働基準監督機関との連携を図っておりまして，関係機関でお互いに疑いがあれば通報することをしてしております。今回の新しい受入れ制度におきましても同様に，しっかり関係機関と相互通報を行いまして，それぞれが，しっかり厳正な措置を執るということを行ってまいりたいと考えております。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 次に，外国人労働者を雇用する事業主に対し，外国人労働者の雇用管理の改善等に関して，事業主が適切に対処するための指針の周知を徹底するとともに，適正な雇用管理の実効性を高めるためには，法律の制定についても検討すべきであるとの御意見を賜りました。

この点につきまして，厚生労働省から御回答をお願いします。

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 厚生労働省でございます。

御指摘の指針につきましては，外国人の方を雇用されている事業主の方に遵守いただくべき事項や対処いただきたい事項について，法に基づく指針として取りまとめているものでございます。

法定化ということではございませんが，実効性をしっかり確保せよという御指摘について，指針の中身につきまして，今後，関係の皆様御意見をいただきながら，見直しについても検討していきたいと考えております。

また，前回は御指摘いただきましたけれども，こうした指針について，事業主に御理解いただけるように，ハローワークにおける必要な人員体制の拡充についても要求をさせていただいております。こうした体制の充実に努めながら，しっかり取り組んでいきたいと考えております。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

次に，悪質な仲介事業者等を排除するため，不当な仲介料や手数料等を徴収している支援機関，職業紹介事業者等につきましては，登録の抹消や許可の取消しを行うとともに，再び受け入れることのできない仕組みとするべきであるとの御意見を賜りました。

この点につきまして，まず，登録支援機関の登録の抹消等について法務省から，職業紹介事業者等の許可の取消しについて厚生労働省から回答いただきたいと思っております。

法務省，厚生労働省の順番をお願いします。

法務省入国管理局参事官 では，先に法務省から説明させていただきます。

特定技能の新しい在留資格での外国人の受入れに当たりましては、当然ながら、受入れ機関が不正なことをしたら、受入れができなくなるのは当然でございますけれども、登録支援機関に問題が生じていけないということは、正に御指摘のとおりでございます。

登録支援機関が特定技能外国人から不当な仲介料ですとか手数料などを徴収しているなど、出入国又は労働に関する法令に関して、不正又は著しく不当な行為を行ったというような場合には、登録の取消しを行うこととなります。そして、その後5年間は登録ができないというような仕組みにしております。

それから、特定技能外国人に対する違法な職業紹介や中間搾取など、労働関係法規や刑罰法規への違反が疑われた場合には、労働基準監督機関や警察等に通報するなど、関係機関とも連携していくこととしております。

これらの方策によりまして、悪質なブローカーの介在をしっかりと防止してまいりたいと考えております。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 引き続き、厚生労働省からお願いします。

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 厚生労働省でございます。

職業紹介事業者が求職者の方から紹介手数料を徴収するということは、現在、職業安定法におきまして、例えば一定の収入のある経営管理者の方のような一部の場合を除いて、禁止されているところでございます。

こうした規定に違反した場合には、許可の取消しも含めた行政処分の対象になりますし、許可取消し等の処分を受けた事業者につきましては、5年間、職業紹介事業の許可等を受けることができないことになっております。

違反する事業者が確認された場合には、しっかり指導を行い、厳正な対処を行っていきたいと考えております。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

それでは、最後の項目になりますが、悪質な送出し機関等の仲介事業者について、当該外国の政府への情報の提供、厳正な処分の申出のみならず、日本で就労を希望する当該国の労働者に対しても、当該悪質仲介事業者に関する情報が周知されるよう求めるべきであるとの御意見を賜りました。

この点につきまして、外務省からお願いします。

外務省領事局外国人課長 外務省でございます。

御意見に関しまして回答を申し上げます。

日本で就労を希望する外国人労働者に係る悪質な仲介事業者に関しての情報の周知に関しましては、送出国政府に対して、適正な対応を求めてまいり所存でございます。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

それでは、これまで有識者の先生方からいただいておりました御意見に対して、政府側から御説明申し上げたものでございますけれども、今の回答あるいは、それ以外の点でも結構でございますが、しばらくの時間、意見交換としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

岡部先生。

岡部委員 ありがとうございます。

都合により、前回欠席せざるを得なくなり、御迷惑をおかけいたしました。改めて今回の

総合的対応策についての、ほぼコメントになりますけれども、お話をさせていただければと思います。

一般的に、新しい政策が、実質的に効果があるものとして適用されるような取組がなされているものと評価いたします。その上で、大所高所的な視点になりますけれども、申し上げさせていただきます。

今般は、外国人材の受入れということもありますが、同時に、共生のための総合的対応策ということで、そのために考えなければならないのは、外国人が日本社会に平和的に統合されるということと同時に、外国人を受け入れる日本人に対しても、何らかの情報の発信ですとか、あるいは意見の共有といったものを求めるような作業が、何らかの段階で必要になるのではないかと思います。

有り体に言えば、日本人の方にしてみれば、何の準備もしないままに、ある日突然、外国人の方が労働者として身近にやってくるということを受け入れなければならない方々もいます。全員が全員喜んで、待ってましたということで受け入れる人ばかりであるとは、必ずしも限らないわけです。

これまで、ヨーロッパ、アメリカなどの様々な先進国に限らず、途上国の事情も見てまいりましたが、往々にして、そういう外国人を受け入れる側の自国民に対する対応というものは、著しくなされてこなかったと思います。対応の程度というものが非常に低かったということが今、ヨーロッパの国々で、あるいはアメリカなどで起こっているような移民・難民を取り巻く政治的混乱の一部であるように私は考えています。

これをもってして、日本人のための日本国を作るべきと申すつもりは全くないですが、問題は、グローバル化が進む中で、外国人と日本人の共生が進むと、日本人の中でも、いわゆる貧しい立場に陥ったり、労働市場の中で競争に敗れて、敗者とならざるを得ない人々も増えてくることと思います。他方、外国人の中でも、日本社会にうまく溶け込むことに成功して、日本社会の中で勝者となる人も増えてくるということで、いわゆる我々が先入観で持っているような、外国人がマイノリティーであって、日本人がマジョリティーであるというような図式が違ったものになってくる可能性もあると思います。

そうした中で、必要となってくるのは二つあって、一つは、受入れの方針というものが、なるべく透明性を持った、透明性を備えた形で周知されることです。そういう意味では、今回のような事業主や仲介業者などの不正を厳正に取り締まるということが明確化されるということは、非常にいいことだと思います。ただ、同時に、その事業主や仲介業者などが、外国人に対しては不正をしなくても、代わりに日本人の弱者がそこで被害に遭うようなことがあってはいけないということも、同時に考えていただければと思います。

もう一つは、日本語教育に関してですが、今言ったように、グローバル化に伴って生まれてくる複雑性というものが、我々の想定を超えるものになってくることを考えますと、日本でもどこでもいいやと、働けるのであればどこでもいいやというような外国人が増えてくることになりますと、不確実性も増えて、行政の側の対応もしづらくなるということもありますし、何よりも、日本社会というものの統一性にとっての危機にもなり得ると考えます。

そういう意味では、日本語を教えるということだけでなく、できれば、他の国ではなく、日本だから来たいと言っていたらけるように、日本の文化なり日本の社会というものの何らかの付加価値を高めるような要素も取り入れた形で、外国人に対して日本をアピールしてい

ただくということにも努めていただければと思います。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。御示唆，承らせていただきたいと思います。特に直接に，この対応策の内容についての加除ということではなく，御示唆は承りました。

他にいかがでしょうか。

市川先生。

市川委員 この文章に関する修正意見ですとか，そういうことではなくて，今後の取組方の問題なのですが，特に今回は，教育の分野が一つの肝になっており，具体策の部分ではかなり検討いただいていると思います。特に私は，考え方・目標として，不就学をなくすということが，日本人では当然のことなのですけれども，外国人については，必ずしも当然のことにはなっていないので，今後は非常に重要な課題ではないかと思っています。

義務教育を含めて就学していくということを通じて，日本の社会に入って，同じ土俵で生活していただくということが極めて重要だと思しますので，具体的な施策の中では，幾つか施策を挙げていただいているのですけれども，国とか自治体が不就学ゼロを明確な目標にして取り組んでいただくということが大事なことだと思っております。

その点に関係して，児童・生徒への教育について，本日，豊橋市の市長の方も少し言及していらっしゃるのですが，日本語指導が必要な児童・生徒に対しての基礎定数を，今は18人に1人を目標にして取り組んでいくということなのですが，これはこれで非常に，他の日本語補助指導員の点も含めて，有効な措置だろうと思っています。

ただ，今後，外国人が集住する大都市圏ですとか工場のある地域だけではなくて，農村ですとか漁村などの，いわゆる散在地域にも，児童・生徒が散らばって住んでいくということが考えられますので，そのときには，単に人数だけの基準ではなくて，加配の教員を通じての柔軟な配置を充実していくということも，恐らく必要になってくるのだろうと思しますので，現在も一定の加配教員の配置をされていると思うのですが，今後もより柔軟な措置をお願いしたいと考えております。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

文部科学省，何かコメントあれば，お願いします。

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 文部科学省の総合教育政策局です。今の市川先生からの御示唆でございますけれども，ごもっともなお話だと思っております。

外国人の児童・生徒につきましては，日本国籍のお子さんとは違いますが，いわゆる就学義務が課せられているわけではないわけでありまして。これは，短期間日本に滞在するだけの外国の方もいらっしゃいますし，インターナショナルスクールであるとか，様々な選択肢がある中で，必ず日本の学校に行きなさいというところの義務はかかっていないというところがございます。

しかし，そうはいつでも，どこの学校にも行かないという状況というのが，適当でないのは間違いないことですので，私どもも地方自治体に対しましては，毎年度，住民基本台帳データなどを活用して，どこからも就学案内が来ないといったことが起こらないように，適切な通知をするように指導しているところでございますので，そうした取組を更に徹

底していきたい，これは総合的対応策の中にも盛り込んでおりますけれども，引き続き努めていきたいと思っております。

それから，教員の定数の関係についても御指摘ございましたけれども，これも委員御案内のとおり，今，2年前の義務標準法の法律改正によって，教員定数を徐々に増やすということを始められているところでございますので，まずは基礎定数化というものを着実に実施させていただきたいと思っておりますけれども，それに加えて，先ほど市川先生がおっしゃってくださったような散在地域への対応のための加配の仕組みというものも，引き続き併せてやってまいりますし，そうした先生たちをサポートするような日本語指導者でありますとか，あるいは母語の支援員，こうしたものも，予算の中で補助経費，補助の対象としておりますので，こうしたものも組み合わせて，現在日本では，外国人のお子さんが集住している地域と，それから散在化している地域と，この二つの動きが同時に起こっておりますので，その両方に対応するようにしていきたいと思っております。

それから，折角の機会でございますので，先ほど岡部先生から御指摘いただきました共生社会の実現ということにつきましても触れさせていただきます。学校教育で，子供のうちから，共生社会の重要さというものを教えるということが非常に大事だと思っております，先般改訂をしました学習指導要領の中でも，しっかり記載させていただいております。そうしたものに基づきまして，子供のうちから，国籍などを問わず，みんなとともに生きていく社会だということの重要性というものをしっかり教えていきたいと思っております。法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

それでは，今泉先生。

佐原委員代理 豊橋市です。本日も市長の日程調整がつかず，私今泉が代理で出席させていただいております。

先回，第5回の検討会のときに出席できなかったものですから，第5回の検討会のときに配られました素案に対しまして，今回意見を別紙のとおり提出させていただきました。

少し意見を述べさせていただきますと思います。

まず，一つ目の外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等について，（1）国民及び外国人の声を聴く仕組みづくりということで，やはり現場の声を聴くということは大変大事なことだと思います。国民及び外国人の声を幅広く聴いていただいて，共生施策へ反映する仕組みづくりにつきましても，しっかり構築していただきたいと思います。そして，透明性の確保もお願いしたいと思います。

また，二つ目のところで記載させていただいていますように，全国市長会ですとか外国人集住都市会議などあらゆる機会を通して，全国的な関係団体の意見についてもお聴きいただく機会を設けていただきたいと存じます。

続きまして，2生活者としての外国人に対する支援，（1）暮らしやすい地域社会づくり，行政・生活情報の多言語化，相談体制の整備とありますけれども，国の相談窓口は電話のみでなく，フェイスブック，LINEほかのSNSなどの文字媒体の活用も行いつつ，所管する相談について，国の窓口の一本化を図っていただくよう，検討をお願いしたいと思います。

続きまして，（3）円滑なコミュニケーションの実現，日本語教育の充実というところで，2ページを御覧ください。自治体やNPO等の自主的取組に委ねることなくというのは，

村上委員の御意見にもありましたとおり、日本語教育が地域のボランティアに委ねられている実態があることを踏まえたものです。

先ほど文化庁からも御回答いただきましたけれども、やはり多言語化ということも大事ですが、日本語教育の充実も大変重要な課題だと思っております。日本のどこに住んでいても、同水準の日本語教育を法的根拠に基づいて受けることができるよう、統一的な学習制度の確立をお願いしたいと思います。

また、(4)外国人児童・生徒の教育等の充実ですが、今、市川委員から、そして、文部科学省からもお話いただきましたように、教員の定数をもっと手厚くしていただきたいと思っております。愛知県は現在、加配教員を10人に1人充てておりますが、国の方で更に手厚くしていただければと思います。

続きまして、少し飛びまして、第2回の検討会のときに、新聞の切り抜きでも御紹介させていただきましたが、中学での転入は困難性が一層高まりますので、本市で実施しております日本語初期支援校みらいのような入り口教育が大変重要と考えておりますので、よろしくお願ひします。

また、学習意欲は高いものの、受験時までには日本語能力が伴わない生徒に対して、英語で試験を受けられる公立高校が必要ということも考えております。

次に、3ページをお願いします。

(7)社会保険への加入促進ということで、年金事務所にヒアリングを行ったところ、外国人に関するデータというものがございませんでしたので、外国人に関する統計・分析を確実に実施していただいて、問題解決策を立案・実施していただきたいと思っております。

そして、最後に、外国人集住都市会議としても継続的に要望をしてきたこととありますが、今回法務省が司令塔的機能として、出入国在留管理庁(仮称)を設置されるということですが、そういったことにとどまることなく、外国人が日本人と同様の公共サービスを楽しみ、生活できる環境整備をするという国の方針に基づいて、外国人との共生に関する基本法を制定するとともに、外国人との共生施策を確実に推進していくため、例えば外国人庁を設置していただきたいということを引き続き申し上げたいと思っております。

以下、文言追加に関しては、先回の資料に基づく意見でございます。

以上でございます。

法務省大臣官房審議官(入国管理局担当) ありがとうございます。御市、長年にわたられての共生施策の取り組みの御経験に基づく、様々な御示唆を賜ったと思っております。

他にいかがでしょうか。

岡田さん。

高橋委員代理 本日は高橋が欠席していますので、代わってコメントさせていただきます。

これまでの議論を踏まえて、各省庁間の総合的な対策パッケージが策定されたということになりますが、最大の課題は、地方公共団体がパッケージとして施策を執行していく上で、ついていくことができるかどうか、大きな問題ではないかと考えています。ある県の幹部に聞いたところ、実態把握もさることながら、本当にうまくついていけるかどうかというようなことを言っておりました。

そうした観点から、当然、今後周知徹底が図られ、これまで対策を講じてこなかった自治体においても、先行する自治体のレベルにまで、庁内体制をもっていくことが大変重要にな

るものと考えます。

生活者としての支援を実施するのは、各市町村になりますが、労働政策や産業政策に関しましては、都道府県や中核市以上の自治体になってくるわけです。地方公共団体間の中での連携といったものも重要と考えます。特に都道府県の役割が重要です。

市町村を上手に指導していただくことと併せて、支援する体制が必要になってきます。特に都道府県からは、国の主導的な形での支援が欲しいという声が上がっておりますので、是非施策の執行に向けて、国が注力していただければと思います。

労働政策、産業政策の面からいいますと、都道府県の役割が大変重要になってまいります。例えば、農業団体等の中で、機関づくり等を進めていくようなところもあるわけですが、こういった地方での取組に関しましては、各省庁の地方支部部局の役割が重要です。その辺の連携体制、支援体制というのを、是非進めていただければと考えているところでございます。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

総務省から何か御発言はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御示唆承らせていただきます。

他の有識者の先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

あと、関係省庁の皆様方、何かお気付きの点、御付言いただける点がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

市川委員 今回、新たにつけ加わった点については、これから御説明いただくということでしょうか。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 後ほど事務局から説明させていただきます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今いただきました御示唆、中期的なもの、それから長期的なもの、そして目の前の課題等々、たくさんいただきましたけれども、今回の取りまとめを超えて、また私たちの課題として考え続けていきたいと思えます。

それでは、意見交換はこの辺りで終了させていただきまして、今、市川先生からもお話ありました、前回第5回検討会後に盛り込まれました本文の変更点につきまして、事務局から説明させていただきます。

法務省大臣官房秘書課付 それでは、事務局から説明させていただきます。

資料1 - 2の総合的対応策【案】、本文で御説明させていただきたいと思えます。

前回の有識者の委員の御意見も踏まえまして、基本的考え方一番最後の行になりますけれども、フォローアップにつきましては定期的に実施することとしております。

続きまして、順番が前後しますが、総合的対応策関連予算について御説明したいと思えます。

個別の施策の予算につきましては、本文にも一定額、具体的には1億円以上のものについては記載しておりますが、全体額を御説明するため、本文末尾に添付されております別紙を御確認いただければと存じます。

総合的対応策関連予算につきましては、全体で224億円、そのうち、平成30年度二号補正予算が61億円、平成31年度予算が163億円となっております。

具体的には、生活者としての外国人に対する支援につきまして、暮らしやすい地域社会づくりとして、多文化共生総合相談ワンストップセンターの整備等のため30億円、生活サービス環境の改善等として、医療通訳の配置・院内多言語化支援等のため25億円、円滑なコミュニケーションの実現として、日本語教育の充実等のため8億円、外国人児童・生徒の教育等の充実といたしまして、地方公共団体が行う体制整備への支援等のため5億円、留学生の就職等の支援として、就職支援プログラム認定、介護人材確保のための支援等のため32億円、適正な労働環境等の確保といたしまして、労働基準監督署、ハローワークの機能強化等のため47億円、外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組といたしまして、日本語能力判定テストの実施、海外における日本語教育基盤強化等のため35億円、新たな在留管理体制の構築といたしまして、在留資格手続のオンライン申請導入、在留管理基盤強化等のため42億円が計上されています。

また、平成30年7月の中間的整理の段階の予算要求額は142億円でしたが、今回の総合的対応策には、例えば、留学生等の就職支援などの中間的整理の段階では盛り込まれていなかった施策やワンストップセンターの設置支援等の補正予算がついている施策がございまして、トータルで82億円の増額となっているところでございます。

このうち、多文化共生総合相談ワンストップセンター関連予算としましては、平成30年度二号補正予算で10億円、平成31年度予算で10億円が計上されておるところでございます。

また、予算額が確定したことに伴い、地方公共団体によるワンストップセンターの設置を全国約100か所で行い、多言語対応といたしまして、日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語の全11言語での対応などの相談体制の整備・拡充の取組を支援することを盛り込んでおります。

続きまして、与党での議論で追加された項目について御説明いたします。

本文の1枚目にお戻りいただきまして、順次御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目の基本的な考え方でございますが、「条約難民や第三国定住難民を含め、在留資格を有する全ての」との文言を追記するとともに、法務省の「司令塔的機能」を「総合調整機能」に修正いたしました。

次に、3ページ目でございます。

施策番号7番の多文化共生相談ワンストップセンターの部分ですが、国による支援につきまして、交付金等による財政的支援であることを明記させていただいたところでございます。

続きまして、4ページ目でございます。

施策番号9番の外国人が安心して生活していただけるように政府横断的に作成する生活・就労ガイドブックに掲載する情報といたしまして、マイナンバー制度についても掲載すべきことを明記いたしました。ただし、この点につきましては調整中とございまして、最終的な文言ではないことについて申し添えさせていただきます。

続きまして、4ページ目の下の方でございますが、施策番号13番の多言語対応の環境づくりを進める段階的な多言語対応施策の対象といたしまして、保育その他の子育て支援サービスを追加し、保育につきましても多言語対応を実施することを明記することといたしました。

なお、この資料 1 - 2 では、修正が間に合いませんでしたけれども、本日、机上に資料を 1 枚、配付させていただいております。こちらを御覧いただければと思います。

こちらの、本文では 6 ページ目に該当する部分になりますけれども、6 ページ目の上段にあります施策番号 1 8 番に関してでございます。

この地域における多文化共生施策に関しまして、各都道府県における共生社会実現に向けた会議の設置・促進を行う旨の修正を行っているところでございます。

この他、同じ 1 枚紙の資料で申し上げますと、施策番号 1 1 7 番につきましても、地域別というところを追記させていただいているところでございます。

改めまして、本文に戻らせていただきまして、御説明をさせていただきます。

6 ページ目でございます。

施策番号 2 2 番の最後の部分でございますけれども、医療機関における多言語化につきまして、表現の適正化のため、外国人患者の適切な費用負担の観点も踏まえつつ、多言語対応を推進するほか、通訳に係る費用等を患者に請求することも可能であることを医療機関に周知する旨、修正いたしました。

続きまして、7 ページ目の施策番号 2 7 の後に、新たに施策番号 2 8 を追記させていただきました。

内容といたしましては、「外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市町村が実施する「利用者支援事業」における多言語化対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。また、保育施設における外国人乳幼児の円滑な受入れ支援に引き続き取り組む。」との文言を追加いたしました。これにつきましては、外国人子育て家庭が保育施設等を円滑に利用できるようにするために、新規で追加した施策でございます。

続きまして、1 0 ページ目になります。

施策番号 3 7 番でございます。先ほども法務省からの説明にありましたが、民事法律扶助を含めた法テラスの法的支援についての多言語化対応を明記するため、「多言語での」という文言を追加するとともに、「適切な実施と」を追加させていただきました。

続きまして、1 7 ページ目でございます。

施策番号 6 8 番のクールジャパン分野の専門学校等を卒業する留学生が就職できる業務の幅の拡大につきまして、クールジャパン分野に「等」を追記いたしました。クールジャパン分野だけでなく、それ以外の専門学校等を卒業する留学生につきましても、就職機会の拡大を行うという趣旨でございます。そして、その拡大のためには、法務省と関係省庁が協議することを盛り込んだところでございます。

続きまして、1 9 ページ目の方でございますが、施策番号 8 0 番の後に、新たに施策番号 8 1 を挿入いたしました。その内容ですが、インターンシップの周知徹底を図るべく、「特定活動の在留資格により認められるインターンシップが、留学生自らのスキルアップのほか、国際的な文化交流に資するとの観点を踏まえ、その対象となる留学生の範囲や活動内容について、更なる周知を図る」との施策を追加したものでございます。

続きまして、2 2 ページ目でございます。

施策番号 9 1 番の社会保険の加入促進につきまして、国民健康保険について、市町村において、離職時等に年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組を推進する旨、更

なる加入促進に向けた施策を追加いたしました。

次に、22ページから23ページ目にかけての施策番号94番でございますが、医療保険の適正な利用の確保のため、健康保険の被扶養者や国民年金第3号被保険者の認定におきまして、原則として国内に居住しているという要件を導入すること、また、他人の被保険者証を流用する、いわゆる成りすましに対しまして、必要に応じて、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることができるよう、必要な対応を行うことを追加したものでございます。

続きまして、25ページ目でございます。

施策番号100番でございますが、特定技能の在留資格につきまして、平成31年から外国人の送出しが想定される、日本語試験を実施する9か国につきまして、具体的な国名を追加いたしました。

なお、この具体的な国名の追加につきましては、その後の26ページ、27ページ目にあります施策番号107、112も同様でございます。

26ページ目の施策番号107でございますが、外国人の日本語能力を適切なレベルで、かつ頻度を高めて測ることができるよう、C B T形式を導入するとしていた部分のレベル感につきまして、「生活・就労に必要なレベルに応じて適切に」と修正させていただきました。

次に、28ページ目でございます。

施策番号113番でございますが、更なる在留管理の充実を図るため、在留管理に関する届出等に関して、在留管理の電子化を進める旨、追加いたしました。

次に、29ページ目の不法滞在者等への対策強化の現状認識・課題でございますが、「主たる在留目的が就労にあるにもかかわらず、留学目的と偽って就労をする者も少なからず見受けられるとの指摘もなされている。」との文言を追加いたしました。

また、新たに、「技能実習制度については、低賃金等の劣悪な実習環境の問題が指摘されているところ、平成29年11月から」「その運用も見守りつつ、技能実習制度における不正な行為に対して厳正に対処していく必要がある。」との文言を追加いたしました。

続きまして、30ページ目の施策番号120番でございますが、不法滞在事案、偽装滞在事案、不法就労助長事案に関するブローカー及び雇用主を積極的な摘発対象とすることについて、表現の適正化の観点から修正を行いました。これらは、目的を偽って入国しようとする外国人はもとより、悪質ブローカーや事情を知りつつ雇い入れる雇用主に対しては厳正に対処するという観点から盛り込まれたものでございます。

以上が、与党の合同会議等の御指摘を踏まえて修文した箇所でございます。

総合的対応策【案】につきましても御説明は以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 正にぎりぎりまで、できるだけいろいろなものを盛り込むという作業を続けてまいった結果につきまして、御報告をさせていただきました。

それでは、この最終ぎりぎりまでの修正も含めまして、この時点でコメント等頂戴できましたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、富高様、お願いします。

村上委員代理 ありがとうございます。

今回、総合的対応策を取りまとめるということで、それに当たりまして、意見を2点申し上げたいということと、あと、質問と確認をそれぞれ1点ずつさせていただきたいと思いま

す。

まず、今日も御説明の中にございましたけれども、前回の第5回の検討会におきまして、やはりPDCAサイクルを回すことが重要であるということが、多くの委員の皆さんから出てきたところだと思います。

先ほど資料もいただきまして、施策番号1と、先ほど配っていただきました施策番号18にも関わるところで、まず1点、御意見を申し上げたいと思います。適切にフォローアップをするためには、共生及び労働に関わる部分もございまして、やはり現場自体を知っている多様なステークホルダーが入ることが重要ではないかと思っております。企業だけではなくて、労働組合も含めて、そういった様々なステークホルダーが参加することが重要だと考えております。

そのために、共生だけでなく、労働問題に関する情報なども共有するようなネットワークを構築するべきだと思っておりますし、また、中央レベルだけではなくて、先ほども御意見ございましたけれども、地域において、課題がそれぞれ様々だと思いますので、それぞれ地域における連携も非常に重要だと考えております。

例えば、外国人技能実習生の場合は、先ほども技能実習機構のお話が出ておりましたけれども、機構の地方事務所と都道府県労働局、それから地域の行政機関が、地域協議会というものを開催しております、その中で、労使からのヒアリング等も行いながら、技能実習生に関する情報共有を進めているというところがございまして。

具体的施策の施策番号1で、意見聴取をするということが記載されておりますけれども、外国人の共生支援についても、是非とも同様のネットワークを設けていただくなどして、意見を聴取するだけではなくて、情報の共有ですとか、意見を交換して、日本に居住して働く外国人の方が安心・安定して生活・労働できるような環境を是非整えていただきたいというのが、まず1点目でございます。

2点目でございますけれども、本冊の20ページ目でございます。

この中で、適正な労働環境等の確保と書いてございまして、現状認識と課題のところ、2行目ですけれども、外国人労働者は日本の労働関係法令等に関する知識が十分でない場合も少なくない、それによって問題が生じやすいということが記載されております。労働関係法令の周知については、日本人でもなかなか難しいことを考えれば、外国人は尚更ではないかと思っておりますので、その部分をしっかりやっていただきたいということがございまして。

21ページ目の施策番号89に、労働関係法令と雇用慣行等の基本的な知識を習得するための研修事業というのが記載されておりますけれども、これは定住外国人が対象となっております、主に日系人が対象になるのではないかと思いますけれども、今言ったような状況を考えると、全ての外国人労働者を対象にするべきではないかと思っておりますので、これも2点目の意見として申し述べておきたいと思っております。

1点質問なのですが、1ページ目の基本的な考え方におきまして、在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、と記載していただいておりますけれども、在留資格を有するという部分について、質問させていただきたいと思っております。先ほどの臨時国会で、失踪技能実習生の問題があったかと思っておりますけれども、本人の意思によらずに、劣悪な労働環境から逃げるために失踪せざるを得ず、結果として不法滞在になっているような外国人の方も含むという認識でよろしいか確認させていただきたいと思っております。

また、もう1点確認でございますけれども、この総合的対応策、現状の課題・認識に基づいて策定しておりますが、今後、居住する外国人が増加することも想定されますので、そうなった場合、課題認識ですとか対応策も異なってくるのではないかと、変化してくるのではないかと考えております。その点について、適宜見直すということの理解でよろしいのか、確認させていただきたいと思っております。

また、見直すということであれば、フォローアップや調査も踏まえて、どのようなタイミングで見直しを行っていくかというイメージ等があれば、お伺いしたいと思います。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

もしよろしければ、もうお一方、お二方、引き続き質問をいただきまして、まとめてお答えを申し上げたいと思っております。

市川先生。

市川委員 私もコメントと意見ですが、コメントは、23ページの海外にいる被扶養者の医療保険の問題なのですけれども、例外として対象にするという人たちのグループがいて、それは同じ海外にいる被扶養者であるにもかかわらず、そういう違いが出てくるということで、平等原則の観点から問題はないかということが論点になるかと思っております。

日本にいる外国人労働者の医療保険の負担に加えて、また、海外にいる被扶養者についても、また別の医療保険に入れというようなことになる、あるいは医療の手当てをしるということになるとすれば、それがかえって、その労働者にとっては、日本に来るに当たってのハードルを高めることになりかねないという側面もあると思っておりますので、そういった区別をすることの必要性があるのかどうかという、社会的な事実も踏まえて、慎重に検討させていただきたいと思っております。

それから、これは意見ですが、今、連合からも御意見ありましたけれども、1ページの基本的な考え方のところ、条約難民や第三国定住難民を含めて、在留資格を有する全ての外国人という、在留資格を有する全ての、という文言が加筆されたところです。29ページ以下で不法滞在者等への対策強化が打ち出されていて、それ自体の必要性は、私も否定するわけではございません。

ただ、条約上の難民の相当数の方というのは、ビザを準備するいとまもなく入国しております、難民申請中は在留資格がなくて、在留特別許可を得るまでの間の在留資格はなく、それからあと、在留特別許可を得るまでの間の家族の子どもも在留資格はありません。しかし、例えば、今回の施策の重要な部分になっております、子供の教育を受ける権利については、子供の権利条約の条約機関などでは、在留資格のあるなしにかかわらず、初等教育を受ける権利を認めなさいということが強く言われております。これも受けて、現在の日本の運用でも、在留資格がないからといって、子供の就学を拒んではいけないということになっていると承知しております。

ところが、今回のような書きぶりになってしまいますと、在留資格がない人も、在留資格が認められるまでは、こうした権利がないというような、逆のメッセージを与えるおそれがないかということ懸念しております。現に今も、学校への入学がなかなか認められないお子さんもいると聞いておりますので、この点で、果たして、こういった書きぶりが必要かどうかという問題もあると思っておりますし、条約機関から批判を受けることがないかという心配も

あるかと思えます。

したがって、私は、条約難民や第三国定住難民を含め、という部分の加筆のみにとどめるべきではないかと考えております。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

それでは、ここまでのところを事務局の金子審議官から、その後、厚生労働省から23ページ関係をお願いします。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 1ページのところで御指摘をいただいたところです。

在留資格を有するというのは、いわば原則を書かせていただいております。例えば、初めから不法に入国するような方までは、一律に日本人と同等のような扱いをすることはできないということであって、例えば、非自発的に在留資格を失ってしまったような方につきましては、ここに含めて読むということによって御理解いただければと思います。

それから、フォローアップですが、これ、前は適時となっていたのを、定期的にといいうふうにさせていただいたということには少し意味がありまして、これはイメージ的には、1年に一遍くらいはフォローアップしていった、これをリバイズするようなことも考えています。

例えば今、予算の金額を入れていますが、この金額は、来年のこの場での有効な数字では既がないわけですので、そういうところも含めて、また、各方面から非常に注目も高いので、ある程度の頻度でフォローアップをして、それを踏まえた見直しを図る場を作っていくかといけないという認識でおります。

以上でございます。

厚生労働省政策統括官付参事官（社会保障担当） 厚生労働省です。

23ページの今回新たに付け加えた施策番号94について、市川先生から御指摘をいただいております。

もともと、この問題につきましては、今回の入管法の改正とはかかわらずに、近年、外国の方の日本における医療機関の利用の問題が大きく出てきたといった中で、実は与党の中でもいろいろな議論があって、これまで議論が進んできたところでございます。

日本の健康保険制度は、国内に居住する方が利用するということが基本的な想定ではあったわけですが、居住地を特に問わずに、国外に居住する被扶養者についても、要件を満たせば健康保険に加入するというところで、これまで運用してきたところでございます。

ただ、こうした社会的な、いろいろと議論が出てきている状況の中で、諸外国の公的な医療保障の仕組みの状況を調べてみますと、実は、日本と同じように社会保険方式をとっているドイツとかフランスとか韓国では、いわゆる被扶養者について、原則として国内居住要件を課すといったような取組がなされているところでございます。また、イギリスにおいては、これはNHSにおいて税方式でやっているんですけども、居住者を対象とした、やはり国内での居住者を対象とした公的医療保障制度になっているところもございます。

こうした中で、今後の取組をどうするかというところの議論はございますが、やはり、そもそも海外に居住する方については、基本的にはその国の公的な社会保障を受けるということを原則として、日本に生活の本拠がない方まで日本の社会保険を適用するということがいいのかどうかといったところは論点としてあって、今回この点については、私どもの整理と

して、国内に居住している方を原則とするという要件を設定することにしたところでございます。

ただ、例えば、日本から海外に留学している方とか、あるいは海外にお仕事で赴任していて、家族も同行しているといったような方々も当然おられますので、一時的に国外に居住して、国内に生活本拠がないとまではいえないケースというものも当然ございますので、そうした場合については、一定の例外を設けることで対応していこうという方向で整理をしようとしているところでございます。

その線引きを具体的にどうするかということについては、制度改革も必要な案件でもありますので、よく私どもの中でも整理していきたいと考えておりますが、先生の御指摘も踏まえつつ、よく議論を整理していきたいと思っております。御指摘いただいて、ありがとうございます。

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 外国人の方に対する労働関係法令の周知について御指摘がございました。

私ども、日本で働こうとする外国人の方に対する日本の法令の解説も含めたパンフレットなどを多言語で作っております。こうしたものも活用しながら、周知の取組を進めていきたいと考えております。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

それでは、他に御指摘、コメント等いただけましたらと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、意見交換はこのあたりで終了させていただきます。

本日頂戴しました御意見や、今回の総合的対応策に盛り込めなかった事項につきましては、関係省庁におきまして、引き続きしっかりと取り組んでいくとともに、今後のフォローアップの対象として検討を行いたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、9月13日に第1回を開催して以来、延べ6回にわたって検討を行ってまいりました外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に関しまして、先ほどお配りした修正案の内容につきまして、若干一部、調整中のものもございますが、本日、本検討会としてお認めいただくということにつきまして、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、御了承いただきましたものとして、来週25日の関係閣僚会議において、お諮りすることといたしたいと思います。

最後に、山下大臣から挨拶がございますので、そのまま少々お待ちください。

（休 憩）

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、再開させていただきます。

山下法務大臣から御挨拶いただきます。

法務大臣 本日は御多忙の中、本検討会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策【案】の取りまとめに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本検討会におきましては、本年9月13日の第1回開議を皮切りに、約3か月の間に合計6回の会議を開催し、非常に濃密な議論を行っていただきました。私も折に触れて、この検討会における議論の状況について報告を受けておりましたが、毎回、有識者の皆様から示唆に富んだ御意見を賜りましたこと、この場を借りて、改めて御礼申し上げます。

本日の取りまとめ案につきましては、私も全文を読ませていただきましたが、非常に充実した内容になっております。これもひとえに、有識者の皆様をはじめ、関係者の方々の御協力のたまものであるということで、深く感謝しております。

今後は、この総合的対応策【案】について、関係閣僚会議で御了承いただいた上、この案に盛り込まれた施策を実行する段階に移ります。それぞれの関係省庁がスピード感を持って、各施策を着実に進めていく必要があります。法務省としても、総合調整機能を果たしつつ、皆様の御協力のもと、外国人の受入れ環境の整備を推進していきたいと考えております。引き続き、よろしく願いいたします。

最後になりますが、この取りまとめ案に示された総合的対応策が、我が国における多文化共生社会の実現に向けた大きな大きな一歩となることを願いつつ、皆様のこれまでの御協力を重ねて感謝申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、これをもちまして、第6回外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会を終了いたします。誠にありがとうございました。

- 了 -